



グローバル化とG-SEC



慶應義塾大学経済学部教授
グローバルセキュリティ研究所副所長

櫻川昌哉

貿易やおカネの流れはかつてないほど世界との結びつきが強くなってきており、経済のグローバル化は急速に進みつつある。自由貿易主義の考え方によれば、グローバル化の進展は人びとを幸福にするはずだが、現実には必ずしもそうになってない。また金融の本来の役割は、余ったところから足りないところに資金を融通することにあるが、現実には、おカネが余っているアメリカに世界中から資金が集中している。それがバブルとバブル崩壊を生み、世界経済が危機に瀕したことは記憶に新しい。

グローバルスタンダードの名のもとに共通ルールに取り替えようとした結果、かつての経済学では予想もされなかったような事態が現実には起きている。自由放任ですべてうまくいくほど経済は単純ではない。逆に、規制強化で鎖国化して未来があるかといえば、明らかでない。規制か自由化かという単純な二分法の発想ではなく、国内市場の発展度に合った制度設計を進めながら、漸進的に規制緩和と自由開放とを進めていくという姿勢が求められることになる。

しかも、世界的なバブル崩壊によって経済安全保障は大きな転機を迎えた。国際的な資金の暴走が、主要

国の金融システムを崩壊させたという事実を鑑みると、世界経済を安定させるための制度設計は、これまで以上に体系的でかつ緻密でなければならない。したがって、「グローバルセキュリティ」というコンセプトは、経済学からみても非常に重要になっている。

グローバル化とは、異なった国の異なった言語を使う人々が、コミュニケーションを通じて、多様なアイデアや知識を共有するという側面をもつ。日本人だけで話をしていると、生まれ育った環境が似ているだけに、発想も結論もだいたい同じになるが、外国人がそこに交わると、話が思いもつかない方向に展開していくことがしばしばである。世界で飛び交う（しばしば英語で）最先端の情報を、文章や会話の中から入手していくことで、同質性の壁を乗り越え、より進んだ知識や思考方法を身につけることができる。

G-SECは、慶應の自由な伝統を受け継いで、さまざまな研究分野の研究者が集い、研究成果を社会に対して発信し、また社会から人材を受け入れる場として、うまく機能している。今後とも、研究面でも高い生産性を保ち、さらなる可能性を追求していきたいと考えている。



グローバル化とG-SEC 櫻川昌哉

Watch and Warning セミナー 援助パラダイムの変化——保健分野における革新的財源調達の興隆



中谷比呂樹

Watch and Warning セミナー



デフレと日本経済 法専充男

Watch and Warning セミナー



労働市場改革に逆行する派遣法改正案 八代尚宏





援助パラダイムの変化——保健分野における革新的財源調達 の 興隆

中谷比呂樹 世界保健機関事務局長補
(エイズ・結核・マラリア・特定熱帯病担当)



なかたに・ひろき氏
1952年山形県生まれ。医師、医学博士。慶應義塾大学医学部卒。オーストラリア・ニューサウスウェールズ大学大学院修士課程修了。臨床研修終了後、厚生省(当時)入省。結核感染症課長、健康局参事官、官房厚生科学課長、障害保健健康福祉部長などを歴任し、2007年3月より現職。著書：『グローバル時代の感染症』(共編著、慶應義塾大学出版会)、『現役行政医が書いた臨床公衆衛生ハンドブック』(共著、医療文化社)など。



第19回 Watch and Warning セミナー(2009年10月19日)

「援助パラダイムの変化——保健分野における革新的財源調達の興隆」

講師：中谷比呂樹 世界保健機関事務局長補(エイズ・結核・マラリア・特定熱帯病担当)

コメンテーター：藤井基之 慶應義塾大学薬学部客員教授

コーディネーター：竹中平蔵 慶應義塾大学G-SEC所長
大学院メディアデザイン研究科教授

ジュネーブに本部を置く世界保健機関(WHO)は、疾病制圧のための政策・指針の作成、加盟国への技術支援、良質な医薬品確保の基盤作りなどの機能を持つ国連機関である。加盟国の選挙によって選ばれた事務局長が統括する事務局のサポートのもと、各国保健大臣によって構成される世界保健総会が政策を決議するため、他に例を見ない強い正当性を持っている。

私が担当しているHTM(エイズ・結核・マラリア・特定熱帯病)クラスターは、予算の16%を執行するWHO第二のプログラムである。これらの疾病は、低開発国の主要死因であり、経済発展の阻害因子にもなっているため、医療ばかりでなく国際開発問題としての重要性が増している。国民所得750ドル以下のLDC(後進開発途上国)と、4大感染症(エイズ・マラリア・結核・特定熱帯病)の世界分布とは重なる部分が多いので、病気が貧困を生み、貧困が病気を生むという悪循環を断ち切りたいという目標が私たちのプログラムの基盤にある。



国際保健の第1の課題は、国連ミレニアム開発目標(MDGs)の達成である。「幼児死亡率の削減」「妊産婦の健康の改善」「エイズ、マラリア、その他疾病の蔓延防止」のほか「極度の貧困と飢餓の撲滅」や「普遍的初等教育の達成」も国際保健と無関係ではない。

第2の課題は、援助のフォーカスをアフリカとすること。資源の宝庫として有望視されているアフリカでは、さまざまな疾病が資源開発の制約条件になっている。また、アフリカは発展力のある有望な市場と見られ、国際政治的に見ても重要視されているが、健康面でみても経済面でみても「発展するアジア・停滞するアフリカ」という図式は否定しえないのが現実である。

第3の課題は、資金量でみると「国際保健アーキテクチャー」が変化していること。新しい機関・機構が生まれ、2000年には約70億ドルだった国際保健におけるODA額は、2005年には167億ドルに増え、その後も増加は続いている。特に、1996年には約3億ドルだった年間エイズ対策費は、2007年には100億ドルに伸びている。豊富な資源により、途上国でもエイズ治療薬を買えるようになったが、不十分なインフラのなかで資金だけが流入するといった困った状況も起きている。

第4の課題は、国際保健システムを体系的に強化すること。疾病制圧プログラムへの投資と総合対策への投資のバランスをとり、援助を効率化させることが求められている。

第5の課題は、国際援助構造の変化への対応で、過去の縦割的な援助から、援助国・NGO・被援助国代表がパートナーシップを組み、WHOはそれに対して技術的なアドバイスを提供すると

いう仕組みに変化していくことである。



2001年の同時多発テロを契機として、テロの温床となる貧困の撲滅に関心が寄せられるようになると同時に、経済発展の阻害因子としての感染症への関心も高まっている。また、グローバル化した世界における危機管理の重要性が指摘され、地球規模の問題への対応力・発信力が新たな国力の一要素(国際公益提言力)として認識されるようになった。

後発医薬品の開発・普及によって医薬品の価格低下が実現し、医薬品へのユニバーサルアクセスが実現したが、薬価低下は新しい薬品開発へのインセンティブを低下させかねない。そこで、研究開発意欲をそぐことなく、安い薬が提供されるような、新しい革新的資金調達メカニズムが必要とされている。フランスは航空券税、イギリスは通貨取引税による「革新的・追加的開発資金源」を提案し、ドイツは債務免除による保健財源確保を主張している。

河川盲目症の撲滅やハンセン病制圧への尽力、マラリア防止のための防虫剤を練りこんだ蚊帳の開発と現地生産支援など、国際保健の分野で日本が果たしてきた貢献は小さくはない。今後古い援助概念に縛られることなく、産業界やNGOなどの参加も含めて、新しいスキームによる国際保健分野への積極的な貢献が求められている。



デフレと日本経済

法専充男 慶應義塾大学グローバルセキュリティ研究所教授



ほうせん・みつお氏

1950年東京都生まれ。慶應義塾大学経済学部卒。ペンシルヴァニア大学大学院博士課程修了。経済企画庁（現内閣府）入庁。日本輸出入銀行海外投資研究所主任研究員、国際通貨基金シニアエコノミスト、経済企画庁調査局海外調査課長、同経済研究所総括主任研究官、内閣府大臣官房審議官（経済財政分析担当）などを経て、2007年7月より現職。著書：『デフレとインフレの経済学』（日本評論社）ほか。



第20回 Watch and Warning セミナー（2009年12月14日）

「デフレと日本経済」

講師：法専充男 慶應義塾大学グローバルセキュリティ研究所教授
コメンテーター：植野大作 外為どっとコム総合研究所主席研究員
コーディネーター：竹中平蔵 慶應義塾大学G-SEC所長
大学院メディアデザイン研究科教授

日本経済は1990年代半ば以降一時期を除きデフレ状況にある。「デフレ」とは、財やサービスの価格が持続的に下落することである。2009年におけるデフレの理由としては、日本経済のもともとのデフレ体質、2008年に起きた一次産品価格上昇の反動、リーマンショック後の世界的な経済収縮などがあげられるが、日本の消費者物価下落への寄与をみると、石油など一次産品価格の下落の影響が大きい。

しかし、石油価格などの変動は日本だけで起きているわけではない。石油など一次産品価格の上昇によって、主要国のCPI上昇率は2008年夏に高い上昇を示し、その反動で2009年夏にはマイナスを示している。その後、各国では反転しているが、日本だけは下落を続けている。このような状況を反映して、IMFは2009年10月に、日本では2010年、2011年と引き続きデフレが継続するとの予測を発表している。

デフレは90年代後半以降の日本経済に大きなマイナスの影響を及ぼしてきた。まず企業についてみると、例えば2002年度の非金融法人企業の負債総額は508兆円であり、デフレ率は約1%なので、約5兆円の実質債務負担増になる。もちろん、債務者の負担＝債権者の利益であれば、両者が相殺されることになるが、実際には、企業の実質債務負担の増加→延滞や債務不履行の

増加→不良債権問題の深刻化→金融仲介システムの機能不全長期化→实体经济への悪影響が生じた。

また、財政面でもデフレはマイナスの影響を与えている。第1に、デフレは税収を減少させる。名目GDPに対する税収の弾力性は1.17、1994～2006年度のデフレ率は10.6%なので、2006年度における税収減は7兆円であり、94年度からの06年度までの累積税収減は34.6兆円になる。

第2は、歳出面での悪影響である。短期的には歳出単価はデフレ率ほどは低下しないので、実質的に歳出増につながる。またデフレ時には、公的年金制度の物価スライドが全面的には実施されなかった。

第3に、歳入を減らし歳出を増やす結果、デフレはプライマリーバランスを悪化させるが、財政の持続可能性という観点からみると、デフレのマイナスの影響はこれにとどまらない。財政の持続可能性にとって、名目成長率が名目金利を上回ることが重要だが、デフレが深化する時期には、名目成長率が名目金利より低くなる傾向にあるからである。

政策的対応としては、デフレ克服、歳出単価の物価連動の強化、公的年金の物価スライド、物価連動公債の発行などが必要である。また、金融政策は、先進国の標準的な考え方であるCPI上昇率2%程度を目指すべきである。



日本のデフレの一因、また近年の先進国のデフラインフレ（インフレ率低下）の一因として、グローバル化の進展をあげることができる。グローバル化とは、財・サービスや金融の国境を越えた取引が増えることであり、貿易や投資などを通じて各国間の経済的結びつきが強まり、中国をはじめとする新興国が台頭することになる。

グローバル化によって、新興国からの安価な製品が輸入され、先進国の製品価格は下落する。しかし一方で、急成長する新興国の一次産品需要が急増して一次産品価格が上昇する。OECDの試算によれば、製品価格下落は先進国の物価を0.1～0.3%引き下げ、一次産品価格上昇は先進国の物価を0.1%程度引き上げた。全体としては先進国の物価を引き下げる効果が大きかった。

グリーンスパンは『波乱の時代』のなかで、世界的デフラインフレの要因を、グローバル化による競争的な世界市場への低賃金労働者の流入であると、特に中国の影響は大きいと指摘するとともに、2007年春に中国の対米輸出価格が上昇に転じたことが、世界的デフラインフレ圧力低下への転換点になると予測している。しかし、中国の対米輸出価格の上昇は、人民元の対ドルレート切り上げの効果であり、ここ数年のうちに中国の労働需給が劇的にタイト化するようには思われぬ。



労働市場改革に逆行する派遣法改正案

八代尚宏 国際基督教大学教養学部教授



やしろ・なおひろ氏
1946年大阪府生まれ。国際基督教大学教養学部および東京大学経済学部卒。経済企画庁（現・内閣府）入庁後、メリーランド大学大学院修了。Ph.D. OECD主任エコノミスト、上智大学国際関係研究所教授、日本経済研究センター理事長、内閣府経済財政諮問会議議員等を歴任。著書：『規制改革』（有斐閣）『健全な市場社会への戦略』（東洋経済新報社）『労働市場改革の経済学』（東洋経済新報社）ほか。



第21回 Watch and Warning セミナー（2010年1月25日）

「労働市場改革に逆行する派遣法の改正案」

講師：八代尚宏 国際基督教大学教養学部教授
コメンテーター：櫻川昌哉 慶應義塾大学経済学部教授・G-SEC副所長
コーディネーター：竹中平蔵 慶應義塾大学G-SEC所長
大学院メディアデザイン研究科教授

非正規社員とは、「直接雇用、無期契約、フルタイム、月給制、社会保険加入」という正社員の要件を欠く労働者の総称で、2008年には正規社員3400万人に対して1760万人（内訳は、パートタイム65%、契約・嘱託18%、派遣8%、その他8%）である。非正規社員比率は1990年代以降一貫して上昇しているが、その主因は、規制緩和の結果というよりもむしろ90年代以降の経済成長率低下にある。

また、よく誤解されるように小泉改革で労働者派遣法の大幅な緩和が行なわれたのではなく、ILO181号条約批准にともなう法改正として1999年に行なわれた。これは失業率の高まりの下で、民間職業紹介や派遣事業所の果たす役割を認識し、それを利用する労働者の保護を図ることを目的としたものであった。日本では例外禁止業務（港湾運送、建設、警備、医療）以外の26業種の職種制限を撤廃して原則自由としたが、製造業については、「当分の間禁止」とされ、2004年に解禁された。

派遣法には「常用（正社員）が派遣社員に代替されることを防止する」という考え方が入っているが、なぜ正社員を保護しなくてはいけないのか。それは、日本の雇用慣行は良い働き方だ

という前提からくる論理である。もちろん終身雇用・年功制・企業別組合に特徴づけられる日本の雇用慣行は、経済的合理性がある。それは企業内での長期熟練形成のための効率的手段であり、経営者と労働者の利害が長期的に一致する円満な労使関係を生み、日本の経済成長に大きな役割を果たした。

しかし、企業内部の正社員の終身雇用を維持するためには、その緩衝役として非正規社員が必要になる。その意味で日本では、働き方の違いに基づく労働者間の身分格差が必然的に発生した。そして、長期経済停滞下で非正規社員比率の高まりとともに世帯主の非正規社員が増え、古くから存在した「労・労対立」が大きな社会問題となった。

もっとも正社員も雇用保障・年功賃金というメリットを受ける代わりに、その代償として慢性的な長時間労働と頻繁な配置転換・転勤を強いられており、これは共働き世帯にとって、とくに大きなコストとなっている。



労働者が雇用された事業所（派遣元）と異なる事業所（派遣先）で勤務する形態（間接雇用）である「派遣」は、常用型派遣（派遣元の正社員）と登録型派遣（派遣契約と同時に雇用）に分

けられるが、働き場所、時間、職種を自ら選択できるメリットがある。

製造業派遣や登録型派遣の禁止、さらには一時的な業務以外の有期雇用の原則禁止など、非正規労働への規制強化の根拠は、雇用保障・直接雇用という「良い働き方」の労働者がそうでない労働者に代替されることを防止することにある。しかし、派遣労働を原則禁止しても、それと同じだけの正社員雇用機会が拡大するわけではない。むしろ、①パートタイム等への代替、②労働から資本への代替（省力化投資）、③業務の外注化・工場の海外移転がさらに促進される可能性が大きい。

望ましい派遣法改正の方向は、現行の派遣事業者の規制法を、派遣労働者保護法へ変えることである。派遣労働者の雇用安定化のために、派遣対象職種の拡大、派遣期間制限の緩和、福利厚生、教育訓練の均等化を図り、正社員との均衡ルールを明確にする。健全な派遣事業を育成し、未熟練のパートタイムと熟練の正社員との橋渡しとしての派遣の役割を強化する。派遣禁止には何のメリットもなく、むしろ派遣先の「共同雇用責任」の明確化等、派遣労働者を保護する観点からの派遣法改正が、もっとも必要とされている。